

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

これまでのモデル会議（障害者差別解消部会）においては、障害者差別の特徴やさいたま市における現状の課題、今後必要となる取組等に関する協議を行ったところですが、市民や企業等の障害に対する理解不足や障害者に対する対応の経験不足が障害者差別等の発生原因と考えられることや、障害者からの差別に関する相談が相談機関に結び付きにくい特徴があること、また、差別を受けた障害者への支援については地域におけるネットワークによる対応が必要であることなどが指摘されました。

併せて、本モデル会議においては、整理されたこれらの課題等に対する手立てとして、以下の取組を進めることの必要性を確認したところです。

以下については、今後、障害者差別の解消を推進する上で、基本的な取組になるものと考えられますので、さいたま市においては、まずはこれらの取組の具体化を進めるため、引き続き必要な検討を行い、地域における障害者差別解消の推進を図ることとします。

（1）周知に関する取組

①相談窓口や障害者差別に当たる行為の周知

地域における障害者差別解消に関する意識を高めるとともに障害者からの差別に関する相談を容易にすることを目的に、障害者差別に関する相談窓口や相談できる内容、障害者差別に当たる行為等を障害者やその他の市民、企業等に広く周知します。

②障害者への配慮の好事例の周知

障害や障害者に対する理解を深めるとともに合理的配慮の提供に関する知識や意識を高めることを目的に、障害者への配慮の好事例を収集し市民や企業等に広く周知する。特に公共交通機関や企業におけるサービス提供での活用を図り、地域における障害者差別や不当な取扱いの解消を推進します。

③障害者雇用などにおける企業等の対応の成功事例の周知

企業等における積極的な障害者雇用の促進と、障害者が就業する現場での障害者差別や不当な取扱いの解消や環境改善を図ることを目的に、障害者が就業する上で必要な配慮や企業等における障害者雇用の取組に関する成功事例を収集し、広く企業等に周知します。

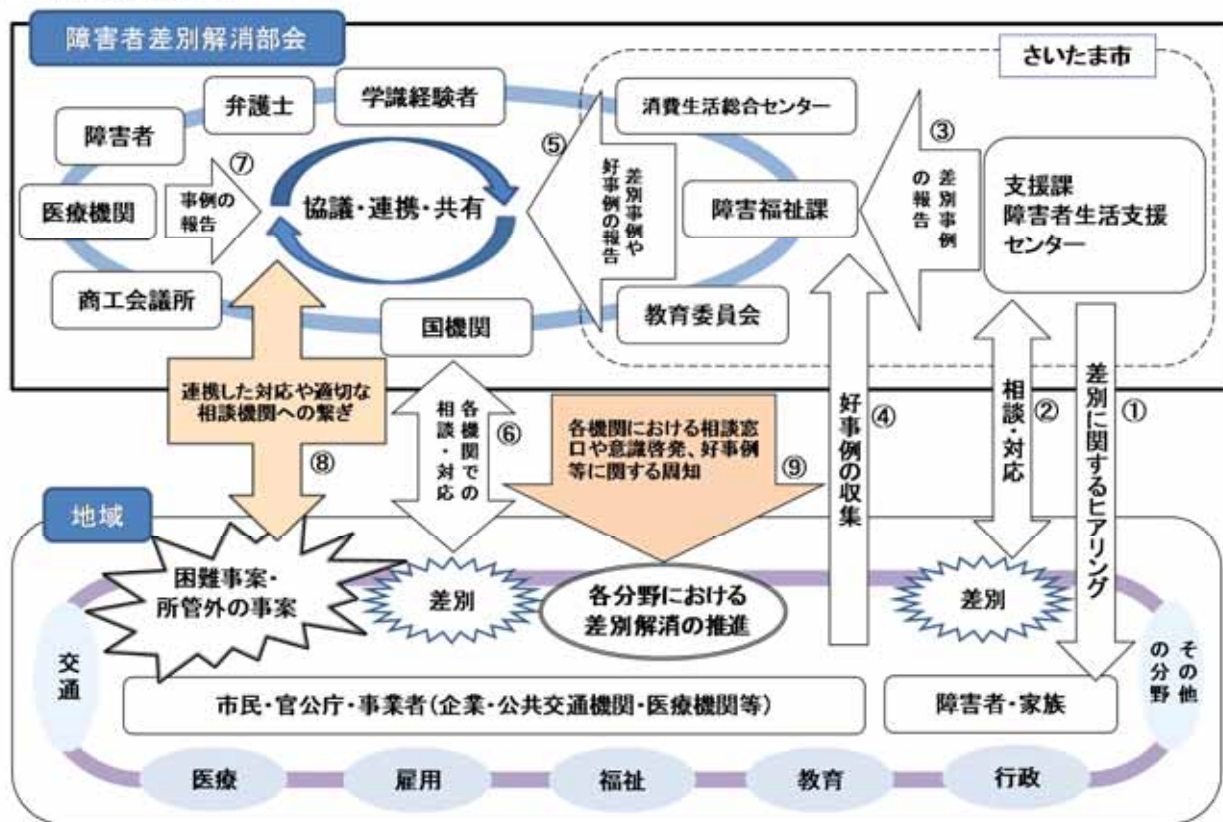
（2）機関連携に関する取組

①ネットワークの構築

所管外の事案の相談を受けた機関が、その事案を適切な相談機関に繋げるための仕組みや、困難事案について各機関が連携して支援するための仕組みを検討し、地域において有効に機能するネットワークを構築することとします。

また、ネットワークにおいては、事案への対応のほか、障害者差別解消に関する情報の共有や障害者差別解消に向けた地域への意識啓発、周知について各機関が一体となって行うこととします。

■連携体制(案)イメージ図



- ①障害者やその家族から積極的にヒアリングを行い、差別事例の掘り起しを行う
- ②⑥各機関において、相談の寄せられた差別事案に対応する（①で判明した差別事案を含む）
- ③支援課・障害者生活支援センターにおいて対応した事案を障害福祉課に集約する
- ④障害福祉課において、障害者への配慮の好事例や企業等における障害者雇用の成功事例を収集する
- ⑤集約された差別事例や好事例等を部会に報告し共有する
- ⑦各機関において対応した事例等を部会に報告し共有する
- ⑧困難事案や所管外の事案について、各機関が連携して対応する
- ⑨相談窓口や障害者差別解消に関する意識啓発、好事例等を各機関において各分野に周知する